

静岡県建設工事検査要領（昭和60年4月1日 訓令乙第5号）

（目的）

第1条 この要領は、静岡県が発注する工事の検査を執行するために必要な事項を定め、もって検査の円滑な遂行に資することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- （2） 検査員 検査技監若しくは検査監又は知事若しくはかい長が工事の検査を命じた職員をいう。
- （3） 本庁検査 工事検査課が行う検査をいう。
- （4） 主管事務所検査 農林事務所又は土木事務所が行う、他の事務所等の検査をいう。
- （5） 技術検査 工事の施工体制、施工状況、出来形、品質及び出来栄えについて行う技術的な検査をいう。
- （6） 検査事務所長 主管事務所検査を行う事務所の長をいう。
- （7） 課長 静岡県行政組織規則（平成19年静岡県規則第29号。以下「組織規則」という。）第60条に規定する本庁の課長をいう。
- （8） 出先機関の長 組織規則第69条に規定する出先機関の長をいう。

（検査の種類）

第3条 検査の種類は、次のとおりとする。

完 成 検 査 工事の完成の確認を行う検査

一部完成検査 工事の一部が完成し引渡しを受ける既済部分の完成の確認を行う検査

出来形検査 工事の完成前に部分払いをしようとするとき、又は契約解除による引渡しを受けるときに出来形の確認を行う検査

中 間 検 査 工事の施工中に施工状況等の確認を行う検査

（検査の対象）

第4条 本庁検査及び主管事務所検査の対象は、別に定める「静岡県建設工事検査要領の本庁検査・主管事務所検査の対象」によるものとする。

2 前項の規定により検査を行うことが困難又は適当でない場合は別途工事検査課長と協議するものとする。

（兼務の禁止）

第5条 検査員は、同一工事において次の各号の一に該当する検査を行う場合を除き、監督員を兼ねることはできない。

- （1） 検査の時期における災害その他異常な事態の発生等により、監督員以外の職員に

より行うことが著しく困難な検査

- (2) 検査を行うために特別の技術を要するため、監督員以外の職員により行うことが著しく困難な検査
- (3) 維持修繕に関する工事で、施工後直ちに行わなければ給付の完了の確認が著しく困難な検査

(技術検査)

第6条 検査員は、完成検査、一部完成検査及び中間検査時に技術検査を行うものとする。

(検査申請)

第7条 受注者は、中間検査を受ける必要があるときは、静岡県建設工事検査要領細則に定める中間検査申請書を発注者に提出するものとする。

2 課長及び出先機関の長（以下「発注機関の長」という。）は、本庁検査又は主管事務所検査対象工事の場合で次の各号のいずれかに該当するときは、内容を確認し静岡県建設工事検査要領細則に定める工事検査申請書に工事検査記録を添えて、工事検査課長又は検査事務所長に提出するものとする。

- (1) 完成届出書を受理したとき。
- (2) 出来形確認請求書を受理したとき。
- (3) 契約の解除の通知をし、又は解除の通知を受けたとき。
- (4) 中間検査申請書を受理したとき。

(検査の命令)

第8条 工事検査課長又は検査事務所長は、工事検査申請書を受理したときは、当該申請書の余白に検査を担当する職員を記載し検査の命令を行うものとする。

2 発注機関の長は、前条第2項の工事以外の場合、同項各号の書類の余白に検査を担当する職員を記載し検査の命令を行うものとする。

(検査の時期)

第9条 検査の時期は、次のとおりとする。

完成検査・一部完成検査 完成届出書を受理した日から14日以内

出来形検査 出来形確認請求書を受理した日、又は契約の解除の通知をし、若しくは解除の通知を受けた日から14日以内

中間検査 その都度速やかに

(検査の立会)

第10条 検査は、監督員及び受注者又は現場代理人及び主任技術者等の立会のもとに行うものとする。

(検査の実施)

第11条 検査員は、契約書、設計図書及びその他の関係書類に基づき、原則、実地により

検査をしなければならない。

- 2 検査員は、外部から明視できない部分があるときは、監督員の説明、写真その他の工事記録等により、当該部分の検査を行うことができるものとする。
- 3 検査員は、検査（出来形検査及び中間検査を除く。）の結果その給付が契約内容に適合すると認めるときは合格の、適合しないと認めるときは不合格の判定をしなければならない。

（検査の技術基準）

第12条 検査を実施するために必要な技術基準は、別に定める静岡県建設工事検査技術基準による。

（検査の中止）

第13条 検査員は、検査の実施に当たり、次の各号の一に該当する場合は、検査を中止することができるものとする。

- （1）受注者、現場代理人及び主任技術者等が検査の妨害をした場合
- （2）設計図書との著しい相違や重大な欠陥を発見した場合
- （3）災害その他異常な事態の発生によって、検査を実施することが困難な場合

（検査の復命）

第14条 検査員は、検査を完了したときは、静岡県建設工事検査要領細則に定める工事検査復命書及び工事検査記録を作成し、検査を命令した者に提出するものとする。

- 2 工事検査課長又は検査事務所長は、前項の復命書を受領したときは、速やかに静岡県建設工事検査要領細則に定める工事検査結果通知書に工事検査記録を添え検査を申請した者に通知するものとする。

（修補指示）

第15条 発注機関の長は、検査の結果不合格の工事検査復命書又は工事検査結果通知書を受領したときは、静岡県建設工事検査要領細則に定める修補指示書により、受注者に修補を指示するものとする。

（再検査）

第16条 検査員は、修補完了を確認するための検査を行わなければならない。ただし、修補の内容が軽微な場合には、工事記録及び工事写真等によりその内容を確認することをもって実地による検査に代えることができるものとする。

- 2 第7条から第15条の規定は、前項の検査に準用するものとする。この場合「完成届出書」とあるのは「修補完了届出書」とする。

（工事成績の評定）

第17条 検査員は、検査を終了したときは、別に定める静岡県建設工事成績評定要領に基づき成績評定をするものとする。

(検査結果の通知)

第18条 発注機関の長は、工事検査復命書又は工事検査結果通知書を受理したときは、検査の結果を静岡県建設工事検査要領細則に定める工事検査結果通知書により受注者に通知するものとする。

(検査結果の通知時期)

第19条 検査結果の通知時期は、次のとおりとする。

完成検査・一部完成検査 完成届出書又は修補完了届出書を受理した日から14日以内

出来形検査 出来形確認請求書を受理した日、又は契約の解除の通知をし、若しくは解除の通知を受けた日から14日以内

中間検査 その都度速やかに

附 則

この訓令乙は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月25日訓令乙第19号）

この訓令乙は、令和3年1月4日から施行する。